

## いじめ防止・対策

「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布，9月28日施行）の施行に伴い，鹿児島大学教育学部附属中学校では，この法律の趣旨を踏まえるとともに，校内体制を整備し，「いじめ防止・対策」を推進する。

### 1 「いじめ」の定義

（文部科学省が定める「いじめの定義」並びにいじめ防止対策推進法より抜粋）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的に行うことなく，いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは，「児童等に対して，当該児童生徒が在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）であって，当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2 「いじめ防止・対策」の基本的な考え方（いじめ防止対策推進法第13条）

「いじめ」を重大な人権侵害としてとらえ，「いじめ」は人間として絶対に許されないという強い認識に立ち，「いじめ」問題に対して早期発見に努め，解決に向けて迅速かつ有効な対策をとる。

ア 「いじめ」の対応に当たっては，全ての教職員がそれぞれの役割と責任に応じて主体的に関わり，連携・協力して対応する。

イ 学級担任は，すべての段階の各取組について，学級経営の責任者であるという立場の重要性を認識し，積極的に能動的な対応を行う。

ウ 管理職は，すべての取組における最終的な責任者であり，それぞれの取組が円滑に行われるようマネジメントする立場であることを認識し，取組状況の把握や的確な指示・助言を行う。

エ いじめが『解消している』状態とは，次の2つの条件が満たされているものをいう。

① 「被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）がやんでいる状態が相当の期間継続していること」とし，相当の期間については少なくとも3か月を目安とする。

② 「被害者が心身の苦痛を感じていないこと」とし，被害者本人や保護者への面談などで心身の苦痛を感じていないかどうか確認する。いじめが解消している状態に至ったあとも日常的に注意深く観察する。

### 3 「いじめ防止・対策」の具体的な取組

#### (1) 「いじめ」の相談窓口（いじめ防止対策推進法第16条3）

「いじめ」の早期発見，早期対応，早期解決を図るために，学級担任，学年職員をはじめとする相談しやすい教職員への連絡相談はもちろんのこと，具体的な窓口を設定する。

「いじめ」の相談窓口… 学級担任，副担任，関係職員（部活動顧問等），教頭，主幹教諭，養護教諭，生徒サポート係，スクールカウンセラー

#### (2) 「いじめ防止・対策委員会」の設置

「いじめ」の早期発見，早期対応，早期解決を図るための組織として，「いじめ防止対策委員会」を設置する。（いじめ防止対策推進法第22条）

「いじめ防止・対策委員会」

校長，教頭，主幹教諭，生徒指導主事，学年主任，学年生徒指導係，養護教諭，生徒サポート係，スクールカウンセラー，その他校長が必要と認める者

#### (3) 「いじめ防止・対策委員会」の取扱事項

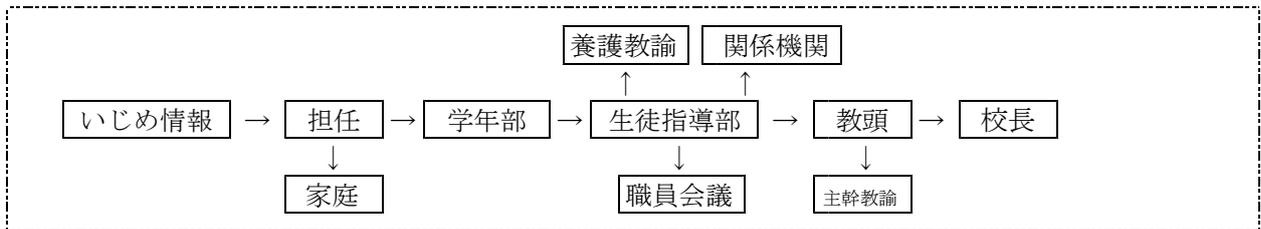
「いじめ防止・対策委員会」は，次の各号に掲げる事項を行う。

- ア いじめ対策計画，またはその変更の案の作成に関すること。
- イ いじめ対策計画に定める措置の実施に関すること。
- ウ 学校における「いじめ」に関する通報の受付，並びにいじめに関する事案の調査及び対処に関すること。（重大事態発生時も含む）
- エ 教職員間の連絡体制の確立と，保護者や関係機関との連携を図ること。

(4) 「いじめ防止・対策委員会」における役割分担

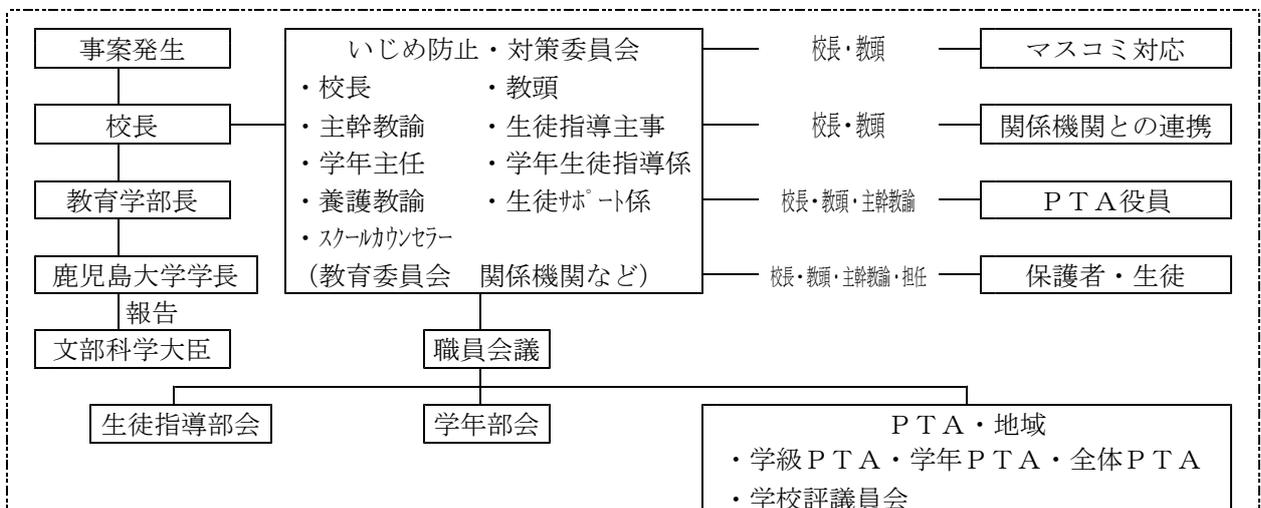
	主な取組例	「いじめ防止・対策委員会」において中心的な役割を果たす者
未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全校集会，学年集会，朝や帰りの会での講話</li> <li>○ 学活や道徳科などの授業の充実</li> <li>○ いじめに関する校内研修の計画・実施</li> <li>○ いじめ防止対策委員会（生徒指導部会）の実施</li> </ul>	校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・学年主任・学年生徒指導係・学級担任・副担任等
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒・保護者からの相談</li> <li>○ 教育相談の実施・分析・活用</li> </ul>	学級担任・副担任・養護教諭・生徒サポート係・スクールカウンセラー等
早期対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害生徒に対するケア</li> <li>○ 加害生徒に対する組織的・継続的な観察・指導</li> </ul>	学年主任・学級担任・副担任・養護教諭・学年生徒指導係・スクールカウンセラー・生徒指導主事等
重大事態への対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害生徒の保護（複数の職員）</li> <li>○ 警察等外部機関との連携（相談・通報）</li> <li>○ いじめ対策緊急保護者会等の開催</li> </ul>	校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・学年主任・学年生徒指導係等

(5) 「いじめ」に対する相談・指導体制関連図



(6) 重大事態への対処について

- 以下のような状況を重大事態と捉え迅速，かつ，適切に対処する。
  - ・ 生命，心身又は財産に（対する）重大な被害（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号）
  - ・ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている状態（同項第2号）
- 重大事態への緊急対応



- ◎ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
  - 大学、教育委員会、関係機関と連携を図り、生徒指導部会、学年部会を中心に客観的かつ正確な事実確認を速やかに調査する。
  - 必要に応じて、アンケートの実施を行う。
  - 状況によっては、関係機関と一緒に情報収集にあたる。
  - 把握できた情報は、校長に報告し、全体で共有する。
    - ・ いつ ・ どこで ・ 誰が ・ 何を、どのように
    - ・ なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題等）
- ◎ 生徒の状況確認と支援・指導、生徒・保護者・教職員の心のケア
  - 大学、教育委員会、関係機関と連携を図りながら、養護教諭を中心に該当生徒・保護者の心のケアを行う。
  - 状況によっては、臨床心理士やスクールカウンセラーの派遣を依頼し、対応してもらう。
  - 関係職員の心のケアにも十分注意する。
- ◎ 関係機関との連携
  - P T A ・ 地域 ・ 関係機関等と十分連携を図り、事案の解決を行う。
  - 関係機関との連携は、校長が中心となって行うが、状況により、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任が行うこともある。
    - ・ 教頭 → P T A ・ 関係機関
    - ・ 生徒指導主事 → 関係機関（警察・児童相談所など） ・ 地域
    - ・ 学年主任 → 学年 P T A ・ 地域

(7) 「いじめ」防止・対策年間指導計画（令和6年度）

月	関 連 行 事 等	主 な 指 導 内 容
4	第1回生徒指導事例研修会 生徒指導共通確認 生徒会オリエンテーション 朝の挨拶運動 第2回生徒指導事例研修会	年度当初の指導についての確認 年度当初の生徒の実態把握 いじめに関する基本方針の確認
5	『学校楽しいと』、『心のアンケート』の実施	生徒の実態把握
6	教育相談	生徒の実態把握 教育相談の内容の把握、共有
7	三者面談（1・2・3年） 校内研修 情報モラル教育	生徒の実態把握（校内、家庭） 夏季休業中の人間関係の把握 生徒理解についての研修の実施
8	校内研修	生徒の実態把握 生徒理解やいじめに関する研修の実施
9	「いじめ問題を考える週間」の取組、実施 文化祭	学活や道徳科などの授業の充実 生徒の実態把握
10	運動会 前期終業式、後期始業式 『学校楽しいと』、『心のアンケート』の実施 集団宿泊学習、修学旅行、職場体験学習	生徒の実態把握
11	教育相談	生徒の実態把握 教育相談の内容の把握、共有
12	3年三者面談 情報モラル教育	生徒の実態把握 冬季休業中の人間関係の把握
1	『学校楽しいと』、『心のアンケート』の実施 教育相談	生徒の実態把握
2	教育相談	生徒の実態把握 教育相談の内容の把握、共有
3	卒業式、修了式	生徒の実態把握 1年間の反省、引継ぎ